

土地区画整理事業に対する補助金交付要綱

第1 目 的

この要綱は、東京都土地区画整理事業助成規程（昭和33年東京都告示第44号。以下「助成規程」という。）に基づき土地区画整理事業の推進及び公共施設の整備改善を図るため、都市計画区域内において土地区画整理事業を施行する者（以下「施行者」という。）に対し、知事が交付する補助金の補助対象者、補助対象事業、補助率その他必要な事項を定めることを目的とする。

第2 補助対象者

- 1 補助対象者は、次に掲げるものとする。ただし、(1)から(3)までに掲げる施行者で、土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）第4条第1項、第10条第1項、第14条第1項、第39条第1項、第51条の2第1項及び第51条の10第1項に規定する認可を区又は市の長から受けた者（以下「区市長認可に係る施行者」という。）については、第2の3に規定する承認を受けた者に限る。
 - (1) 法第3条第1項の規定により施行する個人施行者（施行地区内の宅地について所有権若しくは借地権を有する者又はその同意を得た者が、数人共同して施行する場合に限る。ただし、助成規程第4条に規定する補助については、この限りではない。）
 - (2) 法第3条第2項の規定により施行する土地区画整理組合
 - (3) 法第3条第3項の規定により施行する株式会社（以下「区画整理会社」という。）
 - (4) 法第3条第4項及び第5項の規定により施行する区市町村
 - (5) 法第3条の2第1項の規定により施行する独立行政法人都市再生機構（ただし、独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）第14条第1項及び第2項に基づく土地区画整理事業を施行する場合に限る。）
- 2 前項の補助対象者は、原則として、施行地区（法第2条第4項の施行地区をいう。）内の全域において無電柱化（助成規程第4条第1項の無電柱化をいう。以下同じ。）を実施する者に限る。

第2の2 暴力団等の排除

次に掲げる者は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団（暴排条例第2条第2号の暴力団をいう。）
- (2) 暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第3号の暴力団員及び同条第4号の暴力団関係者をいう。以下同じ。）
- (3) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

第2の3 実施計画の承認

- 1 区市長認可に係る施行者が、補助金の交付を受けようとするときは、知事と事前に十分協議の上、事業計画決定後直ちに、第1号様式に法第6条（第14条及び第51条の4の規定により準用する場合も含む。）の規定により定めた事業計画を添付して、実施計画の承認を知事に申請する。
- 2 知事は、前項による申請があったときは、実施計画書及び関係書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めたものについては、速やかに承認し、第2号様式により申請者に通知する。
- 3 施行者は、事業計画の変更等に伴い、承認を受けた実施計画の変更を行う必要が生じた場合は第1項に準じて実施計画変更の申請を行い、知事の承認を受けるものとする。

第3 補助対象事業費

- 1 助成規程第3条第1項に規定する補助対象とする経費は次に掲げる経費とし、補助対象事業経費の範囲については「土地区画整理事業に対する補助金の実施細目」に定める範囲とする。

- (1) 物件移転補償費

- 同項第1号に規定する都市計画として決定された公共施設（決定が予定されているものを含む。）に係る物件の移転及び除却に係る経費

- (2) 工事費

- 同項第1号に規定する都市計画として決定された公共施設（決定を予定されているものを含む。）の工事に係る経費。ただし、運河及び河川法（昭和39年法律第167号）第100条の規定により同法中二級河川に関する規定が準用される河川の工事費は除く。

- (3) 用地費

- 同項第2号に規定する土地区画整理事業に係る経費

- 2 電線共同溝（助成規程第4条第1項の電線共同溝をいう。）の整備に必要な経費は、設計及び工事に係る経費（以下「無電柱化工事費」という。）とする。ただし、前項及び他の要綱により無電柱化に関して知事が交付する額、無電柱化に関して交付される国及び区市町村からの交付金又は補助金の額並びに電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第7条第1項に規定する建設負担金として電線共同溝の占有予定者が負担する額を除く。

第4 補助の限度及び補助率等

- 1 第3(1)及び(2)に掲げる事業における補助の限度は、その事業に要する経費とする。
- 2 第3(3)に掲げる事業における補助の限度は、都市計画として決定された公共施設（決定が予定されているものを含む。）に係る用地の地積から別表(1)に掲げる地積を除いた地積の評価額に相当する額とする。
- 3 第3第2項に掲げる事業における補助の限度は、事業により確保される公共施設に係る用地の地積から事業実施前の公共施設に係る用地の地積及び前項の限度に用いる地積を除いた地積の評価額に相当する額に「土地区画整理事業に対する補助金の実施細目」で定める割合を乗じた額とする。
- 4 前2項に掲げる評価額の算定方法については、「土地区画整理事業補助金用地評価額算定要領」に定めるところによる。
- 5 第3第1項に掲げる公共施設が市町村の管理に帰属するものについては、それぞれの経費の額の2分の1を限度とする。
- 6 第1項及び第2項により補助する場合において、国の社会資本整備総合交付金若しくは補助金等他の地方公共団体の補助金又は公共施設管理者負担金があるときは、補助対象事業費からそれらの収入金を控除する。

別 表(1)
地 積
1 新設される公共施設に含まれる従前の公共施設の地積
2 新設される公共施設に代わり廃止される従前の公共施設の地積
3 土地区画整理法施行規則第9条第6項に定める施行地区の面積の3パーセントに相当する公園の地積
4 「都市計画による駅前広場の造成に関する協定」（昭和62年4月1日建設省・運輸省協定）に基づき設定された駅本屋側の地積

第4の2 無電柱化工事費に係る実施計画の承認

- 1 施行者は、第3第2項に基づく補助金の交付を受けようとする場合は、無電柱化に係る計画及び補助限度額等を明らかにした実施計画等を第3号様式に添付し、実施計画の承認を知事に申請する。
- 2 知事は、前項による申請があったときは、実施計画書及び関係書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めたものについては、速やかに承認し、第4号様式により申請者に通知する。
- 3 施行者は、事業計画の変更等に伴い、承認を受けた実施計画の変更を行う必要が生じた場合は第1項に準じて実施計画変更の申請を行い、知事の承認を受けるものとする。

第5 交付申請

- 1 施行者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（第5号様式）に精査の上確定した経費に応じた調書（第6号様式から第10号様式まで）を添付するとともに、第2第1項(1)から(3)までの施行者にあつては暴力団等に該当しないことの誓約書（様式第10号の2）を添付して知事に申請する。ただし、やむを得ない場合には、知事と協議の上概算の額で申請できる。
- 2 施行者は、補助金の交付の決定通知を受けた後、交付決定額の変更を受けようとするときは、補助金交付決定の変更申請書（第11号様式）に申請する経費に応じた調書を添付して知事に申請する。ただし、別表(2)に掲げる軽微な変更は、この限りでない。

別表(2)

1 交付決定額の軽微な変更

- ① 交付決定額の100万円未満の減額。
- ② ①を超える交付決定額の減額で、知事と協議の上、承諾を得たもの。

2 経費の配分及び内容の軽微な変更

下記①に定めるもの以外の変更で、補助金の額に変更を生じないもの。ただし、工事施工目的物の構造の変更又は工事施工方法の変更のうち、下記②に示す重要な部分に関するものの変更を除く。

- ① 工事費（用地費対応事業を含まない。）と物件移転補償費（用地費対応事業を含まない。）相互間の流用で、申請時に流用先事業費について申請を行っていないもの。

② 道路築造の類	築造幅員、幅員構成（広場を含む。）、土留工法
舗装の類	舗装の種類
橋梁 ^{りょう} 、立体交差の類	築造幅員、幅員構成、設計荷重、径間割、型式、下部構造（基礎工を含む。）
管渠 ^{きょ} 布設の類	幹線管渠 ^{きょ} の形式、布設工法（推進、シールド、開削等の各工法）
水路改修の類	水路の幅員及び断面
建築の類	建築物の構造、建設面積及び階数

第6 決定及び通知

- 1 知事は、第5第1項により補助金の交付申請があったときは、補助金交付申請書及び関係書類の審査、必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきと認めたとき

は、速やかに補助金の交付決定を行い、第12号様式により申請者に通知する。

- 2 知事は、第5第2項により交付額の変更申請があったときは、同様に審査を行い、交付額を変更すべきと認めたときは、速やかに補助金の交付額の変更決定を行い、第13号様式により申請者に通知する。

第7 事業実施予定報告

施行者は、第5第1項ただし書に基づき概算の額で申請した場合には、事業着手前に事業内容について設計ができた時点で、事業実施予定報告書（第14号様式）に必要な書類を添付の上事業実施予定を報告すること。

第8 進捗状況

施行者は、毎会計年度四半期ごとに、進捗状況報告書（第15号様式）を提出する。ただし、知事から別途指示があった場合は、その指示による。

第9 承認事項

- 1 施行者が補助金の交付の決定通知を受けた後、事業に要する経費の配分又は事業の内容の変更の承認を受けようとするときは、経費の配分及び内容の変更申請書（第16号様式）により知事に申請する。ただし、別表(2)に掲げる軽微な変更についてはこの限りでない。知事は、申請書及び関係書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、変更を承認するときは、速やかに第17号様式により申請者に通知する。
- 2 施行者が補助金の交付の決定通知を受けたのち、補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けようとするときは、中止（廃止）申請書（第18号様式）により知事に申請する。知事は、申請書及び関係書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、事業の中止又は廃止を承認するときは、速やかに第19号様式により申請者に通知する。
- 3 複数年度にまたがる次のような補助対象事業については、全体としての補助金の適正な執行を図るため、全体設計の内容について承認を受けることができる。施行者は、全体設計の承認を受ける場合は、補助金の交付申請を行う前に、第20号様式をもって申請する。知事は、申請書及び関係書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、全体設計の内容を承認するときは、第21号様式により申請者に通知する。なお、交付の申請は年度ごとに行い、全体設計の承認は後年度の交付決定を担保するものではない。

- ・都市計画施設の工事において、施工上設計を分割することが困難又は著しく不経済となるもの等で工事を一括して契約する必要がある、かつ、複数年度にまたがって事業実施するもの
- ・物件移転補償において、移転に要する期間が12か月を超えるもの

- 4 補助対象事業は、原則として交付決定後に事業実施するものであるが、公益上真にやむを得ない次のような場合に限り、補助金の交付申請を行う前に、実施設計の承認を受けていわゆる施越工事として事業を行うことができる。施行者は、施越工事に係る実施設計の承認を受ける場合は、第22号様式をもって申請する。知事は、申請書及び関係書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、実施設計を承認するときは、第23号様式により申請者に通知する。承認を受けた場合は、施行者は事業実施後に補助金の内示を踏まえて交付申請を行うことができる。

- ・国庫交付金地区において、災害その他公益上真にやむを得ない理由により、年度途中で社会資本整備総合交付金及び補助金の補正内示等が認められ、東京都としても前倒しによる事業実施の促進が図られるべきと特に認められる複数年度にまた

- 5 補助対象事業が真にやむを得ない理由により、年度内に完了しない場合は、事業費の繰越の承認を受けることができる。施行者は、繰越の承認を受ける場合は第24号様式をもって申請する。知事は、申請書及び関係書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、繰り越すことが真にやむを得ないとして繰越を承認するときは、第25号様式により申請者に通知をする。

第10 完了実績報告

- 1 施行者は、補助金に係る事業が完了したとき、又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに補助対象事業に係る完了実績報告書（第26号様式）を知事に提出しなければならない。
- なお、第9第2項により、事業を中止又は廃止した場合も同様とする。
- 2 施行者は、概算払を受けるときは、完了実績報告書（概算払用）（第27号様式）を知事に提出する。
- なお、補助金に係る事業が完了したとき又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、精算書（第28号様式）に完了実績報告書を添付し知事に提出しなければならない。

第11 補助金の額の確定

知事は、第10により完了実績報告があったときは、完了実績報告書の審査、必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、速やかに交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（第29号様式。ただし、完了実績報告書（概算払用）により完了実績報告を受けたときは第30号様式）により、施行者に通知しなければならない。

第12 補助金の交付

- 1 この補助金は、第11の規定により通知した額に基づき、請求書（第31号様式。ただし、補助金額確定通知書（概算払用）にて通知をしたときは第32号様式）による施行者の請求により交付する。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行者は、額の確定の前に第33号様式に関係書類を添付の上概算払の請求をすることができる。知事は、請求があった場合は、請求内容の審査、必要に応じて行う現地調査により、請求が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金を交付する。

第13 その他

この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）の定めるところによる。

附 則

（改正施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、令和3年3月8日付02都市整区第605号による改正後の土地区画整理事業に対する補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）第2第1項(1)の個人施行者、同項(2)の土地区画整理組合及び同項(3)の区画整理会社については、新要綱第2第2項の規定は、令和5年4月1日までの間は、適用しないものとする。
- （過年度用地費に係る取扱い）

2 平成15年度以前に事業計画について認可を受けた土地区画整理組合は、従前の例により第5に従い、過年度用地費補助の申請をすることができる。ただし、申請をすることができる事業は、第3(3)に掲げる事業のうち前年度に実施した事業のみとし、補助対象事業経費の範囲については「土地区画整理事業に対する補助金の実施細目」に別に定める。

(経過措置)

3 この要綱の施行の際、現に令和3年3月8日付02都市整区第605号による改正前の土地区画整理事業に対する補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）の規定により東京都と補助対象者との間において事業計画又は旧要綱第2の2第1項の実施計画についての協議が完了している補助対象事業に係る補助金の交付については、新要綱の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。